

## 第3章 三次市の重点施策

### 第1節 めざす将来像

この計画では、めざす将来像を「**障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち**」とします。

様々な社会活動によって自分らしく生きるとは、地域に暮らしている者にとってはごく当たり前のことであり、誰もが願うことです。しかし、障害のある方にとっては様々な制約の中で、楽しく、そして自分らしく生きることが難しいという現状があります。

このような現状を踏まえ、この計画は、**6つの目標**を基本に、**4つの重点プロジェクト**を柱としています。その上で、主要な事業の整備目標と確保策を示し、引き続き将来像の実現に向けた基盤づくりを平成24年度からの3年間で着実に推進していきます。

### めざす将来像

**障害のある人が、地域でいきいきと、**

もっと楽しく

**自分らしく生きることのできるまち**

ともに支えあい・認め合い

障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、もっと楽しく、いきいきと、その人らしく安心して暮らせるまち、そんな地域の中で、**障害のある人もない人も、ともに支えあい、認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに生きるまち**を市民ぐるみでつくっていきます。

## 第2節 施策の基本目標

# めざす将来像のための6つの基本目標

### 1 相談支援体制の充実

障害のある人の自立を支援するためには、必要とされる情報や相談が的確に行われる必要があります。様々な情報提供や専門性の高い相談等への対応が望まれており、各機関等の綿密な連携や迅速に対応する強力な相談窓口の構築を推進します。

### 2 地域における暮らしの場を確保

障害があっても、可能な限り生まれ育った地域で生活できるように、身近なところに居場所や活動の場を提供するとともに、居住する場所の確保等の居住環境の整備を実施します。

### 3 地域生活の支援体制づくり

障害があっても、地域で孤立することなく、地域社会のなかで生活するためのサービス支援を充実させます。

入所型施設からの退所や精神科病院からの退院可能な方の地域生活への受入れなどに向けた体制づくりを行います。

### 4 就労支援の強化

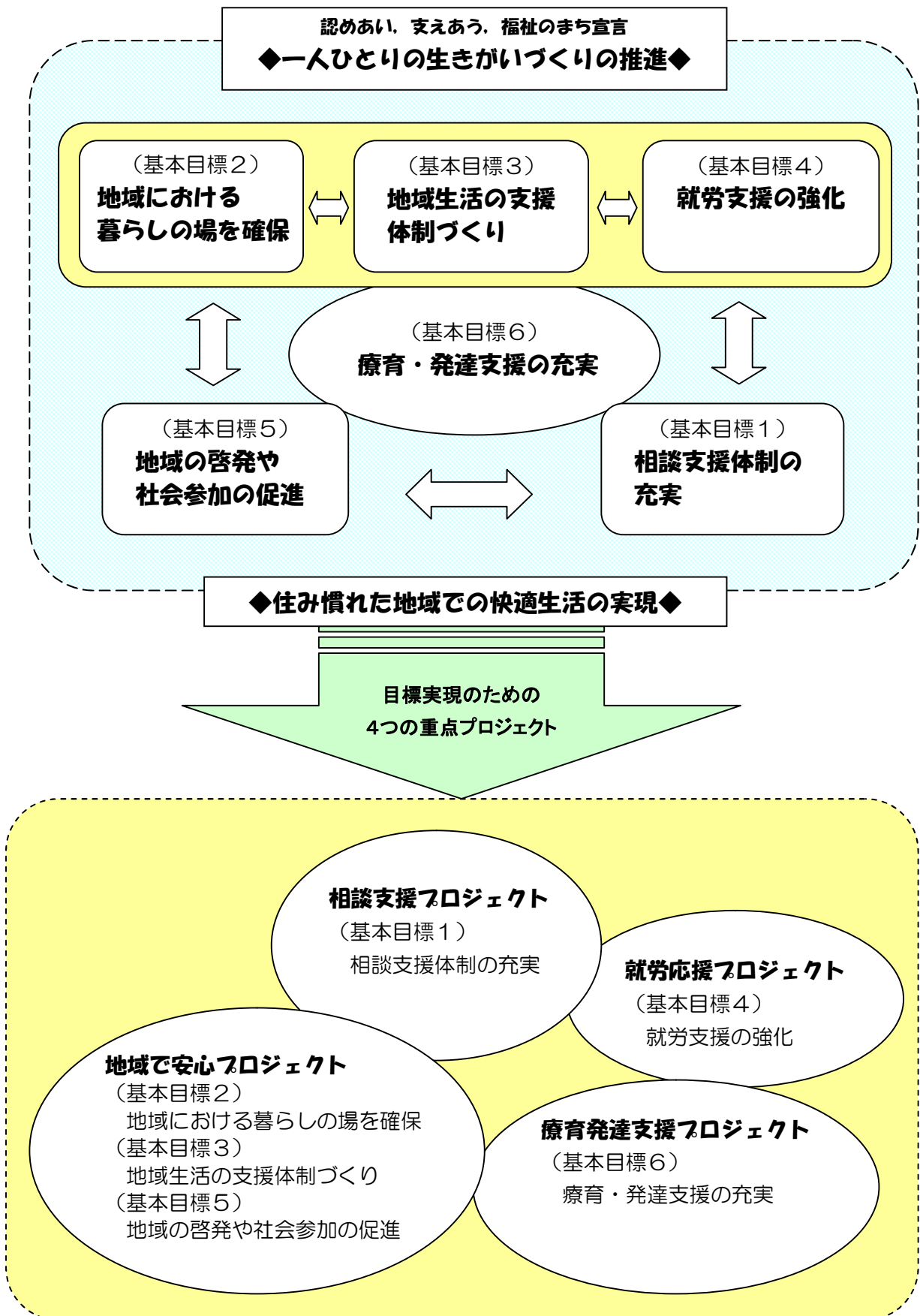
障害があっても、可能な限りもてる機能や能力を発揮し、就労することで、誰もが働くよろこびや適切な収入を得て、いきいきと生活できる環境を企業・福祉関係機関のネットワークを構築していきます。

### 5 地域の啓発や社会参加の促進

障害のある人への、地域の住民の理解や状況に応じた協力が不可欠です。障害のある人のハンディを理解し、地域でともに住み、ともに暮らす仲間として、協力し合える環境づくりを促進します。

### 6 療育・発達支援の充実

発達課題や障害の早期発見に努め、発達段階に応じた支援や関係機関の連携による一貫した支援体制づくりを推進します。



### 第3節 重点施策の取り組み設定の方針

本計画は、めざす将来像「**障害のある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち**」の実現をめざし、地域生活に必要な基盤整備をさらに推進していくため、第2期計画での重点施策を継承し、6つの基本目標を設定します。

これらは、第2期計画で掲げた重点的な取り組みの進捗状況や障害者団体との懇談会、障害福祉サービス事業所等との協議、地域自立支援協議会での意見等を踏まえて、今後も取り組まなければならない課題として設定しました。

#### 第2期計画の進捗状況

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域における暮らしの場を確保
- (3) 地域生活の支援体制づくり
- (4) 就労支援の強化
- (5) 地域の理解や協力による社会参加

#### 障害者団体・福祉サービス事業者との協議

- (1) 障害者関係団体との意見聴取
- (2) 自立支援ネットワーク各部会での検討協議

#### 障害者自立支援協議会・自立支援ネットワーク連絡会議の意見

- (1) 相談支援事業の実施評価
- (2) 地域支援体制の課題

分析・  
検討

#### 第3期計画の基本目標

- 1 相談支援体制の充実**
- 2 地域における暮らしの場を確保**
- 3 地域生活の支援体制づくり**
- 4 就労支援の強化**
- 5 地域の啓発や社会参加の促進**
- 6 療育・発達支援の充実**

## 重点的な取り組み（第2期計画）の進捗状況

### （１）相談支援体制の充実

- 平成18年10月、3障害の総合的相談支援の拠点としてスタートとした「三次市障害者支援センター」の職員配置や事業の充実を進めてきました。
- 社会福祉士、精神保健福祉士の配置により、処遇困難ケースや継続的支援を必要とするケースに対応してきました。
- 知的障害者に対する専門的且つ、継続的支援が必要な療育等相談に対応するため、重症心身障害児施設と業務連携を通して、相談事業の機能強化を図りました。
- 障害者福祉サービス事業所をはじめ、地域・団体の障害者自立支援ネットワークを強化してきました。

### （２）地域における暮らしの場を確保

- 社会福祉法人等と連携し、地域生活への移行に対応するためのグループホームやケアホームの確保に取り組みました。

### （３）地域生活の支援体制づくり

- 補装具給付・修理事業や移動支援事業・日中一時支援事業・日常生活用具等給付事業など地域生活支援事業の利用者負担について、本市独自の軽減施策を実施しました。
- 福祉タクシー事業の利用対象者の拡大、自動車用燃料給油券としても利用可能な共通券にするなど、制度の充実を図りました。
- 福祉車両購入費助成制度をはじめました。
- ケーブルテレビ利用料助成を拡充しました。
- 福祉保健センターの活動交流室をはじめ、各地域の拠点で定期的行事等を実施し、日中の交流の場として、障害者の社会参加の促進と日常生活訓練等を実施しました。

### （４）就労支援の強化

- 備北障害者就業・生活支援センターが平成22年4月に開設され、広域的及び就労相談支援体制が進展し、一般企業への就労が進みました。
- 三次市障害者自立支援ネットワーク「就労支援部会」を中心とした、事業所・関係機関の連携が深まり、課題に向けての取り組みが図られました。

### （５）地域の理解や協力による社会参加

- オストメイト対応トイレの整備に取り組みました。
- バリアフリーマップの作成や車椅子体験など、外出支援の環境整備を進めました。
- 地域の障害者ボランティアグループや障害者（児）団体との意見交流会を実施し、課題等の共有化が図られました。
- ピア・カウンセラー養成講座を実施し、ピア・カウンセラー、グループカウンセラー等のピア・サポート体制づくりを進めてきました。
- 初級園芸福祉士養成講座を実施し、園芸福祉ボランティアグループ「みよし園芸福祉ネットワーク」を立ち上げ、園芸福祉のまちづくりと、将来的な障害者の農業分野への就労を目指した取り組みをはじめました。
- ガイドヘルパー養成講座を実施し、人材育成に取り組みました。

## 第4節 重点施策と三次市が取り組む4つのプロジェクト

### 1

#### 相談支援プロジェクト

- 重点事業** ① 相談支援体制の機能強化  
② 虐待防止の取り組みの推進

障害者が適切な支援を受けるための情報提供とコーディネートが一層重要な課題となっています。相談支援のネットワークの整備とケアマネジメントの手法を活用した相談支援体制の確立を通じて、一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の整備をめざします。

#### 現状と課題

- 精神障害に対応した相談業務が増大しています。これら相談業務は、個別性が高く、さらに長期間の支援を必要とする場合が多く、相談支援スタッフの専門性が求められています。
- 利用者主体のケアマネジメントが展開できる支援者の確保と養成、市民ボランティア・事業者等の連携・協働による相談支援体制のネットワーク化をさらに推進する必要があります。
- 発達障害や高次脳機能障害については、全体的にも専門家や相談機関が不足しており、支援者のスキルアップを図るとともに、専門医や専門職の確保が必要です。
- 対応困難事例の課題解決のため、資源開発や地域支援システム等の地域課題に対し、障害者自立支援協議会及び自立支援ネットワーク連絡会議の機能強化を図ることが必要です。

**施策の方向**

相談支援関連主要施策	目標指標
<p><b>1. 相談支援体制の機能強化（重点事業）</b></p> <p>障害者支援センターに社会福祉士や精神保健福祉士等専門職を配置し、身体、知的、精神、発達障害などの相談に対応した総合支援体制を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の相談機関との連携強化による相談機能の充実を図ります。</li> <li>② 支援専門員等人員体制の充実と人材育成を進めます。</li> <li>③ 地域療育等支援専門機関との連携による巡回相談事業の充実を図ります。</li> <li>④ 個別支援会議に関する調整機能を強化します。</li> <li>⑤ 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の新たなニーズや困難事例に対する専門的な相談支援を充実します。</li> </ul>	<p>平成24年度～</p>
<p><b>2. 虐待防止の取り組みの推進（重点事業）</b></p> <p>障害を起因とする虐待・いじめ等について、福祉・教育・医療等の関係機関や地域の民生委員・児童委員との連携を取りながら、早期の対応に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者虐待防止センターを設置します。</li> <li>② すくすくネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による児童虐待防止ネットワークの構築と組織強化を進めます。</li> <li>③ 児童家庭相談（擁護・保健・障害・育成・非行）の充実を図ります。</li> <li>④ 成年後見制度利用の支援を行います。</li> </ul>	<p>平成24年度～</p>
<p><b>3. 相談ネットワーク体制の充実</b></p> <p>こども発達支援センター・障害者支援センターを中核とした関係機関、団体などと相談支援ネットワークを組織化し、定例連絡会議等の実施を通して情報の共有化と広く社会資源の活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 三次市障害者自立支援ネットワーク連絡会議の相談支援部会での連携を強化し、相談支援を充実します。</li> <li>② 処遇困難ケース等へのスーパーバイズ体制の確保の充実を図ります。</li> <li>③ 身体障害者相談員、知的障害者相談員、ピアカウンセラー等との連携によるピア・サポートなど多様な相談体制を推進します。</li> <li>④ 家族会との連携した活動を取り組みます。</li> </ul>	<p>平成24年度～</p> <p>【図-1 参照】</p>

<p><b>4. 地域自立支援協議会を核とする地域生活支援体制の整備</b></p> <p>「障害がある人が、地域でいきいきと、自分らしく生きることのできるまち」をめざすという共通認識をもち、市内の施設、事業者、行政機関等関係機関や障害者・家族等広く各方面から参画を募り、障害者の意向を十分に受け止めることができるような官民協働のネットワークづくりに取り組みます。</p> <p><b>(1) 障害者自立支援協議会の機能強化</b> 情報機能，ネットワーク機能，開発機能，研修機能，評価機能の充実・強化を図ります。</p> <p><b>(2) 障害者自立支援ネットワーク連絡会議の機能強化</b> 組織拡大と活動の活性化を図ります。 各部会間の情報の共有と，協働支援ネットワークの構築による困難事例への対応を行います。</p> <p><b>(3) 社会資源等点検</b> 障害者支援のための社会資源等の点検と課題に対する協議・研究を進めます。</p>	<p>平成 24 年度～</p> <p>【図-2 参照】</p>
<p><b>5. 住宅入居支援事業（居住サポート事業）の実施体制の整備</b></p> <p>民間賃貸住宅（アパート・一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが保証人がいない等，入居が困難な障害者への入居調整支援を行うとともにサポート体制の整備を進めます。</p> <p>① 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）の取り組みを進めます。</p> <p>② 夜間，休日を含め，緊急対応が必要となる場合における相談支援，関係機関との連絡・調整等の支援体制を整備します。</p> <p>③ 利用者の生活上の課題に応じ，関係機関と連携し必要なサポート体制の調整を行います。</p>	<p>平成 26 年度～</p>



図-1 乳幼児期から成年期を通して一貫した支援を継続

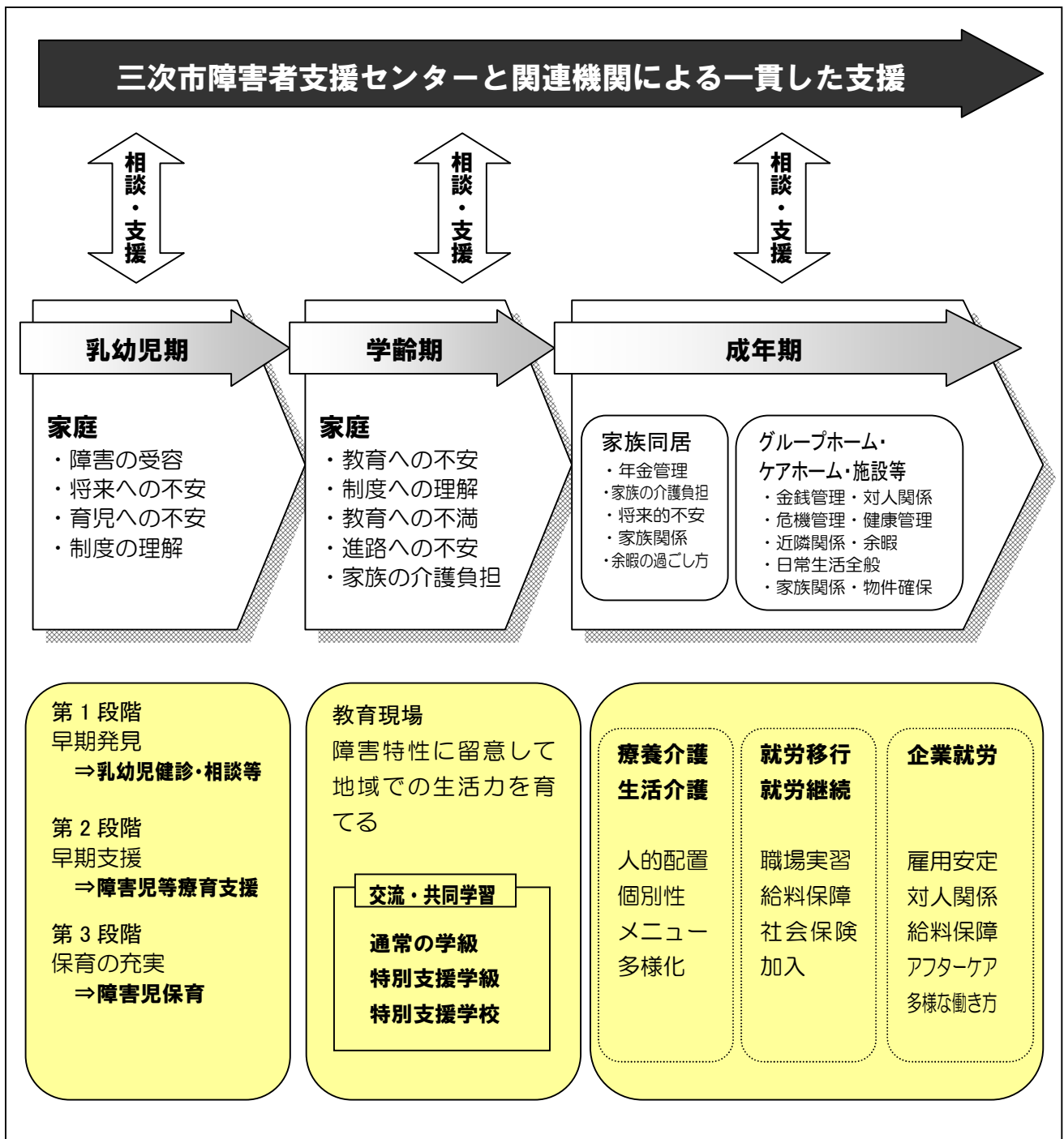
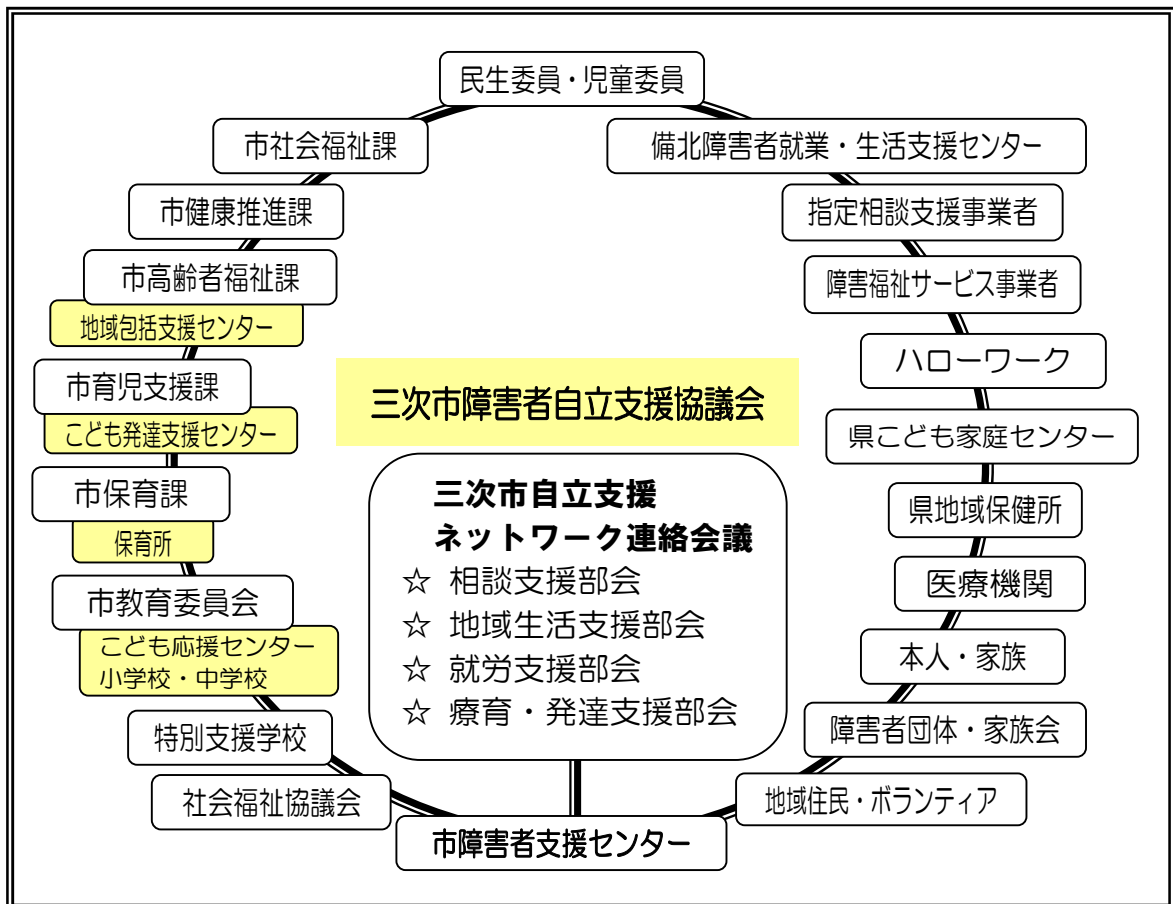


図-2 本市の地域自立支援協議会システムとネットワーク体制



## 2

**地域で安心プロジェクト**

- 重点事業**
- ① 多様な在宅サービスの支援の充実
  - ② 暮らしの場の確保・居住継続のための支援
  - ③ 障害児への支援体制の充実

「多様な在宅サービスの充実」や「障害児への支援の充実」をさらに推進するとともに、障害者の地域生活を幅広い視点から支援するため、情報提供体制や地域での生活環境をより包括的に整備していきます。

障害者本人の主体性・自立性の尊重を基本に据えながら、家族や介助者の支援等本人を支える支援機能を強化し、地域における障害者理解を含めた総合的な生活基盤の整備をめざします。

**現状と課題**

- これまで市内には、法定障害福祉サービス事業所の確保と多様な地域生活支援事業に対応できる支援事業所等の確保が着実に進んできています。
- 市内周辺地域の事業所をはじめ、利用者の交通アクセス、支援者側の移動時間等の問題により、非効率的な事業運営がネックとなり、居宅介護・重度訪問介護・行動援護等の訪問系サービス利用の希望に応え難い状況があります。
- また、居宅介護サービスの需要に対し、事業者のホームヘルパーの人的不足が生じています。
- 短期入所サービスは、施設入所待機のための長期間利用により、利用者が希望する日に応えられない実態もあります。
- 市内に障害児専門の医療機関や療育センターがなく、遠方の医療機関等への送迎も含め、交通費等の保護者負担が大きい実態があります。
- 障害者本人の支援に専らだけでなく、家族や介助者を支援することを視野に入れ、地域社会の資源との調整を図りながら、総合的な支援を行うための基盤を整備することが課題となっています。
- 親亡き後等の不安に対する、安心を担保できる包括的支援体制の整備とケアホームや短期入所施設、重度障害者（児）施設等基盤整備の確保が求められています。
- 多様な障害に対する地域の理解を形成していくため、地域社会全体に対して継続した取り組みを深めていく必要があります。

**施策の方向**

地域で安心関連主要施策	目標指標
<p><b>1. 多様な在宅サービスの支援の充実（重点事業）</b></p> <p><b>（1）障害福祉サービス等利用者負担の軽減</b>                      障害者自立支援サービス給付等に係る利用者負担の軽減を図るため、三次市独自の軽減措置を継続します。</p> <p><b>（2）外出支援の充実</b>                      誰もが利用しやすい支援体制の整備を図ります。</p> <p>① 移動支援事業の利用ガイドブックを作成します。                      ② 障害児のプール利用時の支援体制の整備を図ります。</p> <p><b>（3）サービス事業者と人材の確保・育成</b>                      訪問介護事業所のホームヘルパー不足の課題解決に取り組みます。                      障害者自立支援ネットワーク連絡会議（地域生活支援部会）の機能を活かした情報交換やサービス利用調整を行い、周辺地域に不足するサービスの確保に努めます。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p> <p>継続実施                      ガイドヘルパー                      養成講座</p>
<p><b>2. 暮らしの場の確保・居住継続のための支援（重点事業）</b></p> <p><b>（1）家賃債務保証制度の創設</b>                      家賃債務保証制度を創設し、入居が困難な障害者への支援体制の整備を進めます。</p> <p><b>（2）住宅環境整備（住宅改修）の促進</b>                      自立した在宅生活の継続や介護者の負担軽減を図るため、既存の浴室、便所、玄関等の住宅改修費の助成を行います。</p> <p><b>（3）日中の活動の場の充実</b>                      あらゆる障害に応じた日中活動の場の充実を図ります。</p>	<p>平成 26 年度～</p> <p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p>
<p><b>3. 障害児への支援体制の充実（重点事業）</b></p> <p><b>（1）保護者負担の軽減（障害児支援事業）</b>                      障害児福祉サービスの円滑な利用を図るため、きめの細かい経済的支援施策の継続実施を進めます。</p> <p><b>（2）日中活動の場の確保</b>                      保護者の就労保障等に対応した放課後支援や日中一時支援による日中活動の場の確保に努めます。</p>	<p>継続実施</p>

<p><b>4. グループホーム・ケアホームの確保・支援</b></p> <p>自立した生活を希望する知的障害や精神障害のある方の地域生活への移行に対応するため、社会福祉法人などと連携し、地域生活の拠点となるグループホーム等基盤の確保・支援に努めます。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p><b>5. 長期入院・入所から地域生活への移行促進</b></p> <p>「受け入れ条件が整えば、退院・退所可能な精神障害者」を対象に、精神障害者地域移行支援事業による推進体制を充実し、地域生活への移行を支援します。また、入所施設と連携をとり、個別の実態に合った支援により移行を推進していきます。</p>	<p>継続実施</p>
<p><b>6. 情報提供の推進</b></p> <p>情報は重要な環境基盤の一つであり、社会参加のために不可欠なものです。一人ひとりの障害特性に応じた多様な情報提供態勢を整備するとともに、新たな情報技術を積極的に活用して情報のバリアフリー化を推進していきます。</p> <p><b>(1) バリアフリーマップ・ガイドブックの作成</b></p> <p>平成 23 年度中に作成した、「みよしおでかけマップ（多目的トイレ&amp;障害者関係施設案内）」と「みよし障害者福祉サービスガイドブック」の内容の更新と充実に取り組みます。さらに部数の増と配布体制の充実を図ります。</p>	<p>継続実施</p>
<p><b>7. 障害者に対する理解の促進</b></p> <p>障害者や家族が抱えるさまざまな問題に対する正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの考え方に基づくまちづくりを推進するため、障害福祉に関する各種啓発活動を推進します。</p> <p><b>(1) 広報等による啓発・広報</b></p> <p>障害についての市民の理解を深めるため、「広報みよし」に福祉サービス等の情報を掲載し、市民啓発に努めます。</p> <p><b>(2) 地域交流活動の実施</b></p> <p>地区社会福祉協議会、地域サロン、障害者団体等と協働し、地域交流事業の実施に取り組みます。</p> <p><b>(3) 心のバリアフリー化の推進</b></p> <p>障害や障害者（児）に対するあらゆる差別や偏見の解消に向けて、研修、イベントなどに取り組みます。</p> <p>三次市福祉保健センターのロビーを利用したパネル展を定期的開催し、特別支援学校や障害者施設、作業所などの活動を紹介します。</p>	<p>継続実施</p> <p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p>

<p><b>(4) 障害者理解の推進</b>          保育所，小・中学校において，障害者への理解を深める教育の推進を図るとともに，生涯学習においては，障害者問題に係る講座や人権啓発学習を推進します。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p><b>(5) 園芸福祉活動の推進</b>          園芸福祉活動を通じてボランティアの養成や，障害者と地域の人々との交流を進めます。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p><b>8. 文化・スポーツ活動の推進</b>          障害者フライングディスク競技大会を継続開催します。また，新たな取り組みとしてスポーツ交流センターと共同で，障害者スポーツ・文化・健康活動の講座を定期的を開催します。</p>	<p>平成 24 年度～</p>

## 3

## 就労応援プロジェクト

- 重点事業** ① 工賃アップへ向けた取り組み  
② 就労支援ネットワークの強化

障害者の経済的基盤の確立と自立した社会生活の実現のためには、安定した就労の場の確保が重要な課題の一つとなります。障害者就労実態調査アンケートや障害者支援センターの相談記録からも、多様な職域の確保や職場の理解促進など、就労に関する多くの要望等が出ており、今後は、さらに就労に向けた訓練から就労後の支援まで一貫した就労支援体制の確立をめざしていきます。

### 現状と課題

- 障害者就労については、平成20年度9人、平成21年度2人、平成22年度8人の一般企業への雇用実績となりました。特に平成22年4月に開設した「備北障害者就業・生活支援センター」を中心とした「就労定例連絡会議」を通して、障害者支援センター、ハローワーク、事業所、行政、医療機関、特別支援学校が連携し個別ケースの情報交換等を行うことなど、成果がでています。
- 障害者自立支援ネットワーク連絡会議「就労支援部会」が、平成23年度に、市内11事業所を対象に実態調査した結果、1ヵ月の平均工賃は、1万5千円以下であり、生活に結びつくものには至っていません。
- 「就労継続支援A型」事業所への就労希望が多く、A型事業所の拡充が求められています。
- 障害者が一般採用枠で企業での就労を継続するには、相当な困難があると思われます。障害者支援センター、備北障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、事業所、行政などが一体となって、市内企業や事業所に障害者枠での雇用の拡大を積極的に働きかけていくことが必要です。
- 利用者のニーズと自立支援の視点にたった利用や選択ができるよう、市内全域を網羅した特色ある就労支援事業所の確保が必要です。

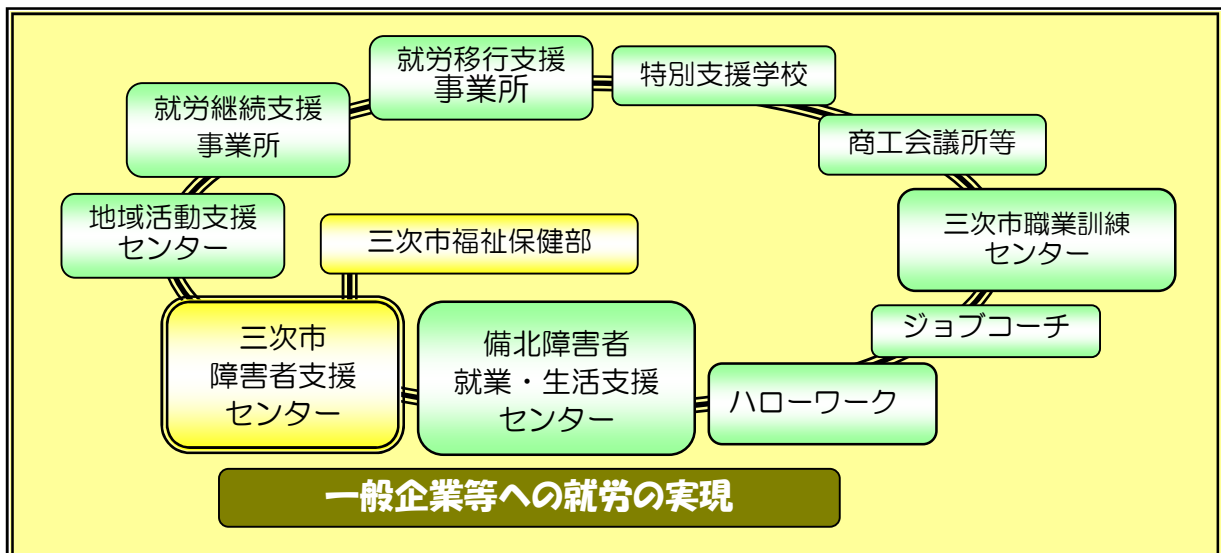
**施策の方向**

就労応援関連主要施策	目標指標
<p><b>1. 工賃アップへ向けた取り組み（重点事業）</b></p> <p>障害のある人の個性や能力に応じた多様な就労の場と、魅力のある就労活動を提供します。</p> <p>① 三次市障害者自立支援ネットワーク連絡会議の就労支援部会を中心とした、工賃アップに向けた取り組みを推進します。</p> <p>② 作業所等の仕事を一括して受注する、共同窓口の設置を目指します。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p>
<p><b>2. 就労支援ネットワークの強化（重点事業）</b></p> <p>一般就労に向けて備北障害者就業・生活支援センターを中心に、事業所や企業内で作業や実習などを行う就労移行支援事業所など、公共職業安定所の雇用支援機関、教育機関等とのネットワーク体制を充実に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>継続実施</p> <p>【図－3参照】</p>
<p><b>3. 雇用の整備，啓発の取り組み</b></p> <p>三次市をはじめ官民事業所への就労支援対策を強化するとともに、企業の障害者雇用促進を図るための環境整備や啓発に努めます。</p> <p>公共機関・企業等から、季節的、一時的な作業・業務等を受託するなど、事業所の収益の確保を推進します。</p> <p>ハローワークと連携し、障害者雇用実績のある企業等を積極的に広報し、企業・市民啓発を展開します。</p> <p>三次市役所では、障害者の「働きたい」という思いを支援するため、就労支援対策を強化するとともに、企業へ向けた障害者雇用の啓発・広報に努めます。</p> <p><b>（1）障害者を三次市職員として雇用の促進</b></p> <p>職員採用計画に基づき、障害者を三次市常勤職員として計画的に雇用します。</p> <p><b>（2）作業所等への支援</b></p> <p>作業所等からの授産物品等の購入の促進や業務を委託のため、具体的協議を始めます。市役所から必要な物品を提示し、作業所で対応可能かどうか検討をしてもらいます。</p> <p><b>（3）福祉ショップの取り組み</b></p> <p>公共施設等や空き店舗への福祉ショップの開店を支援します。また、市内の店舗で授産物品が販売できるよう取り組みます。</p>	<p>継続実施</p> <p>平成 24 年度～</p> <p>法定雇用率 2.1%以上の確保</p> <p>平成 24 年度～</p> <p>平成 24 年度～</p>



<p><b>(4) 企業へむけた啓発活動</b> 商工会議所，ライオンズクラブ等を通じ，企業向けの啓発活動をおこないます。</p>	<p>平成 24 年度～</p>
<p><b>4. 障害者人材活用センターの創設（委託）</b> 障害者の就労機会と収入の増のため，障害者人材活用センターの設立を目指します。</p>	<p>平成 26 年度～</p>
<p><b>5. 園芸福祉活動の活用</b></p> <p>① 園芸福祉活動をとおり，地域の農業者などとの交流をすすめ，将来的には農業分野での障害者雇用を目指します。</p> <p>② 「みよし園芸福祉ネットワーク」の人的資源を有効に活用し，作業所での農業や花木による工賃確保にもチャレンジします。</p>	<p>平成 24 年度～ 平成 24 年度～</p>

図－3 就労支援ネットワーク体制の充実



4

## 療育・発達支援プロジェクト

- 重点事業**
- ① 発達障害等の早期発見と早期支援
  - ② 療育・発達支援体制の充実
  - ③ 連携強化による一貫した支援

発達に課題のある子どもや障害を早期に発見することにより、適切な時期に必要な療育等の発達支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促します。また、相談支援のネットワークの整備とケアマネジメントの手法を活用した相談支援態勢の確立を通じて、成人後も一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の整備をめざします。

### 現状と課題

- 乳幼児健診等で発達に課題がある子どもや気になる子ども、育てにくさを感じている保護者が増えてきている中、専門医や療育専門機関が不足しており、市外の専門医や専門機関に通所しなければならない現状があります。発達に課題のある子どもを早期発見・早期支援ができるよう、専門医や専門職の確保が必要です。
- 発達障害等の理解や支援が不十分となっています。発達障害についての知識や理解を深め、適正な対応や支援が行えるよう周知を図る必要があります。
- 専門職の発達支援のためのスキルアップが求められています。また、保育所・幼稚園等における発達支援も必要とされてきています。専門職のスキルアップを図るとともに、スーパーバイザーを配置し支援者への助言・指導が行える体制づくりが必要です。
- こども発達支援センターの通所教室や個別相談利用者が、増加しています。こども発達支援センターと療育指導センター（仮称）との連携による、療育支援が必要です。
- 乳幼児期、就学前、就学中、卒業後の各発達段階に応じた支援や関係機関の連携による一貫した支援体制の整備が求められています。
- 教育委員会では、適正な就学を実現するための体制整備や相談業務、小・中学校教職員を対象とする研修会や巡回相談員の派遣、学校支援員の配置などを行っています。乳幼児期から就学期への相談体制のスムーズな接続を図るとともに、教育、福祉、医療等の関係機関との連携をいっそう強化する必要があります。また、通常学級に在籍する発達障害がある児童・生徒への指導・支援など、全ての小・中学校において特別支援教育の充実を図る必要があります。

**施策の方向**

療育・発達支援関連主要施策	目標指標
<p><b>1. 発達障害等の早期発見と早期支援（重点事業）</b></p> <p>専門医等による早期発見・早期支援と支援者のスキルアップを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育士や心理士等の発達支援者の人員体制の充実及び、人材育成を図ります。</li> <li>② 乳幼児健診の受診率の向上及び、発達時期に応じた確実なスクリーニングが行えるよう継続して取り組みます。</li> <li>③ 発達障害に関する知識や理解が深まるよう周知を図ります。</li> </ul>	<p>平成24年度～</p>
<p><b>2. 療育・発達支援体制の充実（重点事業）</b></p> <p>乳幼児期から成人にいたるまでの一貫した療育支援ネットワーク体制を整備し、こども発達支援センターや子ども応援センター、障害者支援センター、療育指導センター（仮称）と連携した療育支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 療育発達支援部会における乳幼児期から学童期、成人期にいたるまでの一貫した療育・発達障害支援ネットワーク体制整備及び、福祉・保健・教育・医療の連携を図ります。</li> <li>② 処遇困難ケース等へのスーパーバイズ体制の確保を図ります。</li> <li>③ 乳幼児期から成人まで継続した支援が行えるようにサポートファイルの活用の周知や研修、見直しを行います。</li> <li>④ 各相談窓口間の情報共有と一元化による相談支援体制の充実を図り、個々に応じた支援を行います。</li> </ul>	<p>平成24年度～</p> <p>【図-4参照】</p>
<p><b>3. 連携強化による一貫した支援（重点事業）</b></p> <p><b>（1）子育て支援部の取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児健診等に関わる機関と連携し、早期発見・早期支援の充実を図ります。</li> <li>② 発達に関する相談体制と発達段階に応じた療育支援の充実を図ります。</li> <li>③ 療育指導センター（仮称）と連携し、支援の充実を図ります。</li> <li>④ 子どもたちの健やかな発達を促すため、保育所への訪問支援を通して保育内容の充実を図ります。</li> <li>⑤ 日々の保育において子どもたちの発達を捉えることができるよう、保育士を対象とした発達支援研修会を実施します。</li> <li>⑥ 子ども一人ひとりの発達をふまえ、養護と教育が一体となった保育を展開します。</li> </ul>	<p>平成24年度～</p>

⑦ 障害児保育や発達支援の実践に必要な保育士の加配を適宜行ないます。

**(2) 教育委員会の取り組み**

児童・生徒の教育的ニーズに応じた就学指導体制を整備するとともに、小・中学校における特別支援教育の充実に向けた取り組みを進めていきます。

- ① こども応援センターによる教育相談，就学相談を実施し，児童・生徒の教育的ニーズに応じた就学に対する支援を行います。
- ② 教育・福祉・医療等の諸機関との連携をより一層強化し，専門的かつ総合的な就学指導を行います。
- ③ 県教育委員会，大学，関係機関，特別支援学校等と連携し，小・中学校教員を対象とする特別支援教育研修会や巡回相談事業の充実を図り，教職員の特別支援教育に対する専門性を向上させるための取り組みを進めます。
- ④ 発達障害がある児童・生徒等への支援・指導など，通常学級における特別支援教育の充実がますます求められていることから，学校支援員を配置し，個別の教育的ニーズに応じた教育が実現できるよう取り組みます。

平成24年度～

**図-4 療育・発達支援ネットワーク体制**

